

# つながるつながる子育て支援スタート

市では今年度から少子化対策の一環として、「つながるつながる子育て支援」をスタートしました。各事業について紹介します。



## 1

### 子育て広場

子育て真っ最中、これから子育てする方の交流の場です。生後4カ月から1歳の誕生日を迎えるまでのお子さんと保護者の方、これからママになる妊婦さんとパートナーの方ならどなたでも参加できます。

- 場所 つがる市森田保健福祉センター「あーすとぴあ」
- 時間 午前10時～12時
- 持ち物 母子健康手帳、バスタオル等
- 内容
  - フリータイム&身体計測（午前10時～12時）  
ホールを開放しますのでご自由にご利用ください。身体計測は11時30分までです。
  - ミニ講話（午前10時30分～10時50分）  
保健師・栄養士・助産師・あすぱら（発達が気になる子をもつ親の会）によるミニ講話があります。
  - 個別相談（希望者のみ）  
保健師と栄養士は毎月、助産師は6月・9月・12月・3月に個別相談できます。
  - 離乳食学級（午前11時～11時30分）  
生後7カ月のお子さんが対象です。対象のお子さんには事前に個別通知します。
  - 妊婦さんのふれあい体験  
妊婦さんが赤ちゃんとのふれあいや先輩ママとの交流ができます。



## 2

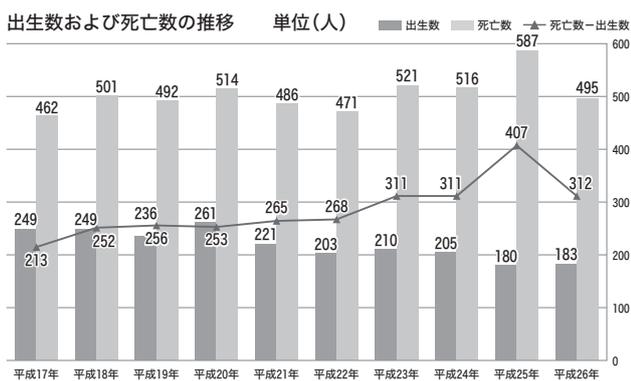
### 産婦健康診査助成事業

産婦さんの健康管理や経済的負担軽減のために、委託医療機関で行う、産後の1カ月健診と血液検査（糖代謝、脂質）が無料化されます。産後の健康管理と親子・家族の健康づくりを支援します。

- 助成の対象となる方 産後1カ月健診を受ける産婦
- 受診の手順 出生届時に健康推進課にて発行する受診票を産婦健診時に医療機関にお渡しください。※市以外に出生届を出した方の受診票は郵送します。
- 検診項目 ①一般的な産婦健診 ②血液検査（糖代謝および脂質）

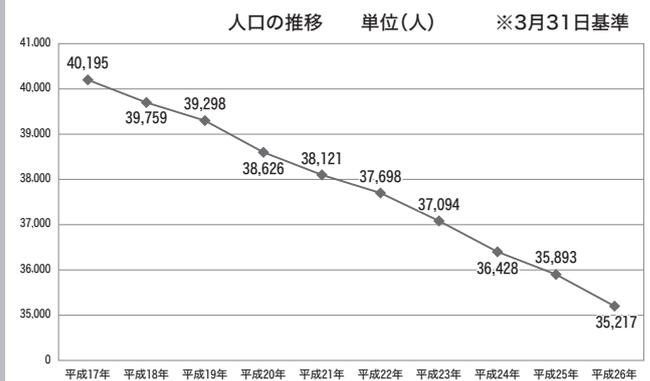
委託医療機関以外で産婦健診を受けた方は健診受診後6カ月以内に償還払いの申請をしてください。  
（申請に必要なもの 領収書原本、通帳、印鑑）

市の合計特殊出生率（平成20年～24年）  
**1.27**（県内40市町村中35位）



（青森県人口移動統計調査より）

合計特殊出生率・・・人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。  
（人口動態統計保健所・市区町村別統計より）



（住民基本台帳より）

参考データ

# 3

## 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療を受けている夫婦に対して平成27年4月1日以降の治療費の一部を助成します。

### ●助成の対象となる方

法律上の婚姻関係にある夫婦で下記の条件を満たす方

- ①青森県特定不妊治療費助成事業<sup>※1</sup>の交付決定を受けている方
- ②特定不妊治療開始から申請日まで、夫婦の両者が市に継続して住所があり居住実態がある方

### ●助成額

1回の治療につき県が助成した額を控除した額に対して、上限15万円（または7万5千円）

### ●助成期間と回数

青森県特定不妊治療費助成事業に準じます

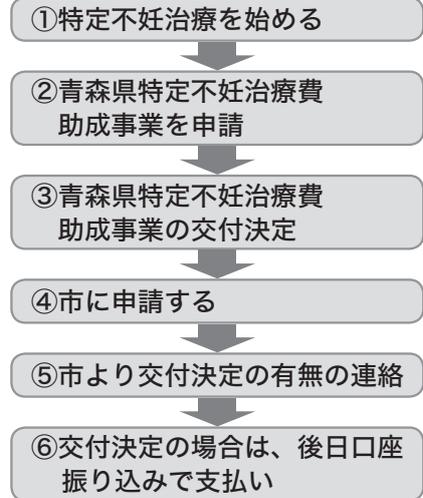
### ●申請に必要なもの

次の必要書類を添えて、県の交付決定から起算して2カ月以内に申請してください。

- ①つがる市特定不妊治療費助成事業申請書<sup>※2</sup>
- ②青森県特定不妊治療費助成事業交付決定・確定通知書の写し
- ③特定不妊治療に係る医療機関発行の領収書の写し
- ④申請者名義の通帳      ⑤印鑑

※1 県ホームページをご確認ください。    ※2 健康推進課にて配布、または市ホームページよりダウンロードできます。

### 事務手続きの流れ



# 4

## 子育てメール相談

市内で子育てをしている方を対象に、メールで寄せられた子育てに関する相談に対して、保健師・栄養士がお答えします。ちょっとした不安や疑問でもお気軽にご相談ください。

### ●相談の仕方

下記のメールアドレスに、氏名と相談内容を記載して送信してください。

また、携帯電話からは、右のQRコードでアクセスすることもできます。

〈メールアドレス〉 [tsugaru-tsunagaru@city.tsugaru.aomori.jp](mailto:tsugaru-tsunagaru@city.tsugaru.aomori.jp)



〈QRコード〉

### ●回答の仕方

- ・回答はメールで行います。メール以外での回答を希望される方は、連絡先を忘れずに記載してください。また、相談内容によっては電話で回答することもあります。
- ・相談内容によっては、回答までに時間がかかる場合があります（土日祝日、年末年始に受信したメールへの回答は、翌開庁日以降となります）。お急ぎの方は電話での相談をおすすめします。

### ●ご利用にあたって

- ・苦情や要望、子育て以外に関するものなどについては回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。



# 5

## 保育所等第2子支援助成事業

第2子以降の児童について、国の補助金（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金）を活用し、保護者等の経済的負担を軽減するため、保育所等の施設利用者負担額を無料化します。

対象施設	保育所（園）、幼稚園、認定こども園（2、3号認定）	認定こども園（1号認定）
対象児童	市内に住所を有し、対象施設を同時に利用する最年長の児童から順に2人目の児童	市内に住所を有し、小学3年生以下の最年長の児童から順に2人目の児童
手続き	承認申請書を市に提出 → 審査 → 決定通知書を送付（申請月の翌月から該当）	

※保護者等が保育料等を滞納している場合は対象となりません。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。（<http://www.city.tsugaru.aomori.jp/>）

【問い合わせ先】 電話 42-2111 ①～④の事業：健康推進課（内線302・304） ⑤の事業：福祉課（内線245）